

別表 1（第 3 条関係）

対象事業

- | |
|---|
| 1 SNS、映像、アプリケーション等のデジタル媒体を活用したコンテンツ制作及び発信に関する事業 |
|---|

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費

区分	摘要
SNS コンテンツや映像等の制作に要する経費	
情報発信に要する経費	
その他諸経費	事業実施に直接必要なものに限る

※ SNS コンテンツや映像等を制作し、情報発信するまでの経費を対象とする。

※ 1 百万円以上の経費については、3 社以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

※ 補助事業の実施に伴う寄付金、広告料等の収入は、補助対象経費から控除するものとする。

補助対象外経費の例

区分	摘要
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
補助事業者の人件費	
金券等購入費	
租税公課	
補助事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等